

外郭団体改革に関する今後の方向性について

現在、外郭団体改革に関して、専門性や透明性を確保していくため、外部の専門家など第三者の視点を継続的に取り入れる仕組みの構築について検討を進めております。

今後、以下のような方向で進めていきたいと考えておりますので、御報告いたします。

1 条例による「附属機関」の設置

(1) 第三者の視点を取り入れるためのこれまでの取組

外郭団体改革への第三者の視点の導入については、これまでも監査法人への委託や、国の通知に基づき、時限的に開催した「外郭団体等経営改革委員会」での議論などの取組を行ってきました。

(2) 条例により設置する「附属機関」の必要性

今後も、引き続き第三者の視点を取り入れていくという観点からは、①各団体の経営に関する方針や協約等について、策定から評価に至るPDCAサイクルの各段階で継続的に関与すること、また②市からの諮問に対する「答申」「意見の具申」などの意思決定を合議体として行うこと、が必要になると認識しております。

第三者の視点を取り入れる仕組みとしては、個別分野に関する「専門委員」や、合議体としての意思決定を行わない「懇談会」等の活用も考えられますが、組織としての継続性を確保するとともに、合議体としての意思決定を行うために、条例に基づく常設の「附属機関」という形で設置したいと考えております。

2 審議事項

附属機関では、主に次の3項目について調査・審議し、答申や意見の具申等を行っていただくことを想定しています。

附属機関からいただいた答申や意見については、十分に尊重した上で、市としての責任により対応の方針を決定いたします。

- (1) 外郭団体における適正な経営を確保するための仕組みや、各団体に対する本市の関与のあり方等に関すること
- (2) 各団体の経営に関する方針や協約等に関すること
- (3) 各団体のあり方等に関すること

3 委員の構成

委員構成としては、外郭団体などの公共的団体の実態や経営改革等についての知識・経験を有する学識経験者、企業経営者、公認会計士などを想定しておりますが、今後十分に検討してまいります。

4 今後の予定

附属機関の設置に関する条例案については、本年の第3回市会定例会に上程させていただきたいと考えております。

その後すみやかに附属機関を設置した上で、本年10月から各団体の27年度以降の新たな経営改革方針等に関する審議を開始し、27年度から、各団体が新たな方針・協約に基づく経営改革を進められるよう取り組んでまいります。